

揮発油税等の「暫定」税額撤廃に関する意見書

持続可能な地域交通を考える会
井坂 洋士

昨今、国会において租税特別措置法により定められていた揮発油税等に特例として設定されている税額（「暫定税率」と俗称されているもの、以下「暫定」税額とする）の存廃が政治問題化しており、廃止される公算が高くなっていると伝えられています。

この「暫定」税額の廃止を求める理由として、国会では議論すらされていない状況ですが、民主党は昨年12月26日に発表した『税制改革大綱』にて「自動車ユーザーに過重な負担を強いている」といった論調を挙げています。この主張は自動車工業会の主張そのままであり、その具体的な内容は示されず、民主党へ個別に照会しても返答を得られなかったため、民主党は自動車工業会の主張をそのまま代弁していると考えざるを得ない状況です。

しかし、当会などで検討したところによると(※)、現在道路の新設・維持等に使われている費用のうち揮発油税等のいわゆる「道路特定財源」で賄われているものは全体の2/3程度にすぎず、残りはクルマに乗らない者・乗らない選択をしている者であっても支払っている税金から成る一般財源から充当されている状況です。一方、道路の新設・維持にかかる費用の大部分は自動車走行空間そのものに、または自動車が走行することで必要になる設備のために使われているものであり、道路の新設・維持にかかる費用の大部分は自動車利用者の受益分であると考えることができます。ならば、「暫定」税額を廃止する理由が上記のようなものである以上、減収分（＝自動車利用者の負担が減った分）は全面的に自動車利用者の受益、つまり道路関連費用を削ることで調整せねばなりません。

また、言うまでもなく自動車は喘息・騒音など様々な公害やヒートアイランド・地球温暖化などの環境問題を引き起こしていますが、喘息ひとつ取っても自動車利用者は公害被害者等への賠償はおろか医療費すら負担しておらず、つまり社会的費用を発生させながらその負担を免れている状況です。「マイカー」への減税はその需要を喚起する事を意味し、今後は公害・環境問題への対処にかかり私たちが負担させられる外部費用もますます増大するものと危惧されます(※)。

ところが、「暫定」税額の廃止が取り沙汰された以降、中には道路以外の予算執行を凍結する自治体が出てきていると報じられており、この場合は自動車利用者の費用負担がますます過少に、自動車を使わない選択をしている私たちの負担はますます過大になってしまうと危惧されますが、「暫定」税額を廃止することで自動車利用者の負担がますます過少になってしまうのでは、不公正であり、税財政の根本的な在り方に反するものです。

つきましては、川崎市においては「暫定」税額廃止に伴う減収を理由に自動車利用者以外に迷惑をかけることのないよう、持続可能な地域交通への転換を願う者として、また市民の一人として、申し入れるものです。

なお、以上につきご異議がございましたら当会宛にご説明いただけますよう、お願いいたします。また、※印の部分についてはお手元に数値をお持ちのことと思い本書での説明は割愛しましたが、当方までご照会いただければ説明いたします。

2008.03.31 井坂 洋士 (神奈川県川崎市在住)
E-mail: slt @ cory.jp / Fax: 020 - 4664 - 6084